

福岡市公報

令和7年2月10日 第7120号(別冊)

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次	ページ
○開発行為に関する工事の完了(第37号)	1
○開発行為に関する工事の完了(第38号)	1
○開発行為に関する工事の完了(第39号)	2
○福岡市ヨットハーバーの利用料金(第40号)	2
交 通 局	
○一般競争入札の実施(公告第4号)	3
○特定調達契約等に係る落札者又は随意契約の相手方の決定(公告 第5号)	4
消 防 局	
○福岡市り災証明書等発行規程の一部改正(訓令甲第1号)	5

公 告

福岡市公告第37号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和7年2月10日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
福岡市東区松島五丁目2区1番1、1番2、2番1、2番2、3番1及び3番2
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都千代田区岩本町一丁目7番4号
株式会社 イエローハット

福岡市公告第38号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和7年2月10日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
福岡市早良区重留七丁目1083番1及び1083番12から1083番19まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市中央区高砂二丁目8番1号
セキスイハイム九州株式会社

福岡市公告第39号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和7年2月10日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
福岡市西区元浜一丁目8番14及び8番44から8番53まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都西東京市芝久保町四丁目26番3号
株式会社 東栄住宅

福岡市公告第40号

福岡市ヨットハーバー条例第16条の2第2項の規定に基づき、令和7年4月1日以後の福岡市ヨットハーバーの利用料金の額を承認したので、同条第3項の規定により次のように公告する。

令和7年2月10日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市ヨットハーバーの利用料金

施 設	金 額
艇置場（一時利用）	1隻1日につき 590円
浮棧橋（一時利用）	1隻1日につき
	(1) 艇長6メートル未満 2,000円
	(2) 艇長6メートル以上7メートル未満 2,300円
	(3) 艇長7メートル以上8メートル未満 2,600円
	(4) 艇長8メートル以上9メートル未満 2,900円
	(5) 艇長9メートル以上10メートル未満 3,200円
	(6) 艇長10メートル以上11メートル未満 3,500円
	(7) 艇長11メートル以上12メートル未満 3,800円

		(8) 艇長12メートル以上13メートル未満	4,100円
		(9) 艇長13メートル以上14メートル未満	4,400円
		(10) 艇長14メートル以上	4,700円
給水施設		1 回につき	400円
修理施設	揚降施設	揚艇又は降艇 1 回につき	8,820円
	修理ヤード	1 隻 1 日につき	790円
シャワー		1 回（3 分間）につき	100円
会議室	大会議室	(1) 午前 9 時から正午まで (2) 午後 1 時から午後 5 時まで (3) 午前 9 時から午後 5 時まで (4) 前 3 号に掲げる時間以外の時間及び正午から午後 1 時まで 1 時間までごとに	5,120円 6,470円 8,790円 2,020円
	小会議室	(1) 午前 9 時から正午まで (2) 午後 1 時から午後 5 時まで (3) 午前 9 時から午後 5 時まで (4) 前 3 号に掲げる時間以外の時間及び正午から午後 1 時まで 1 時間までごとに	3,520円 4,240円 5,790円 1,400円
駐車場		(1) 一時利用 1 台 1 回につき 1 時間ごと ただし、4 時間を超える場合は500円とする。 (2) 全部の専用利用 1 日につき (3) 長期クルージング時の利用 利用開始日から翌々日までの間 上記期間後の利用	100円 101,500円 500円 (1)と同じ

備考

- 1 艇置場及び浮桟橋の一時利用とは、利用期間が15日以内の利用をいう。
- 2 駐車場の一時利用とは、1 回の利用時間が利用開始の当日を限度とする利用をいう。

 交 通 局

福岡市交通局公告第 4 号

地方自治法第234条第 1 項の規定に基づき、一般競争入札により調達契約を締結するので、地方自治法施行令第167条の 6 及び福岡市交通局契約事務規程第 5 条の規定により次のように公告する。

令和 7 年 2 月 10 日

福岡市交通事業管理者 小 野 田 勝 則

1 電子入札に付する事項

業 種	件 名	備 考
一般土木 A 又は B	令和 6 年度軌道保守工事（その 4）	
建築 C	唐人町駅非常階段改修工事	
電気 A	藤崎駅外 2 箇所通信用無停電電源装置更新工事	

2 詳細は、入札説明書による。

3 入札説明書を次のとおり配布する。

(1) 方法

入札情報サービスシステムにより配布する。

U R L [https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku-info/keiyaku_hp/
contract_index.html](https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku-info/keiyaku_hp/contract_index.html)

(2) 期間

この公告の日から令和 7 年 2 月 18 日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

(3) 時間

午前 6 時から午後 10 時まで

福岡市交通局公告第 5 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（以下「特例政令」という。）の規定が適用される調達契約等について、落札者又は随意契約の相手方を決定したので、特例政令第 12 条及び福岡市交通局契約事務規程の特例を定める規程第 9 条の規定により次のように公告する。

令和 7 年 2 月 10 日

福岡市交通事業管理者 小 野 田 勝 則

1 一般競争入札により落札者を決定したもの

落札に係る物品 等又は特定役務 の名称及び数量	契約に関する 事務を担当す る組織の名称 及び所在地	落札者を 決定した 日	落札者の氏名 又は名称及び 所在地	落札金額	競争入札 の公告日
-------------------------------	-------------------------------------	-------------------	-------------------------	------	--------------

福岡市地下鉄七 隈線増備車両用 車内案内表示装 置外 2 件	福岡市中央区 大名二丁目 5 番31号 交通局総務 部財務課	令和 6 年 12月16日	静岡県駿東郡長 泉町南一色720 番地 コイト電工株 式会社	円 76,890,000	令和 6 年 10月24日
福岡市地下鉄七 隈線増備車両車 体製造		令和 6 年 12月24日	東京都千代田区 丸の内一丁目 6 番 6 号 株式会社 日 立製作所	5,165,600,000	

2 随意契約の相手方を決定したもの

随意契約に係る 物品等又は特定 役務の名称及び 数量	契約に関する 事務を担当す る組織の名称 及び所在地	随意契約 の相手方 を決定し た日	随意契約の相 手方の氏名又 は名称及び所 在地	随意契約に 係る契約金 額	随意契約 の理由
4000系車両用 ATC/ATO装置外 17件	福岡市中央区 大名二丁目 5 番31号 交通局総務 部財務課	令和 6 年 12月25日	東京都千代田区 丸の内一丁目 6 番 6 号 株式会社 日 立製作所	59,785,000円	特例政令 第11条第 1項第2 号該当

消 防 局

福岡市消防局訓令第1号

福岡市り災証明書等発行規程（平成14年福岡市消防局訓令第14号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 2 月 10 日

福岡市消防局長 高 田 浩 輝

第1条中「状況」の次に「及び火災として扱わない燃焼現象又は爆発現象（以下「非火災」という。）による被災（以下「被災」という。）状況」を加える。

第2条中「り災に関する証明」を「り災及び被災に関する証明」に、「2種」を「4種」に改め、同条第2号中「り災届提出証明」を「り災申告証明」に、「のり災届」を「のり災申告証明申請書」に改め、同条に次の2号を加える。

(3) 被災証明 被災の状況について直接確認している事項又は確実な証拠により立証できる事項に係るものについて行う証明をいう。

(4) 被災申告証明 個々の物件で被災の確認が困難なものについて、当該物件の被災申

告証明申請書が提出されていることを明らかにする証明をいう。

第3条を削る。

第4条中「り災証明申請書又はり災届提出証明申請書」を「り災（被災）証明申請書兼り災（被災）申告証明申請書」に改め、「り災証明書」の次に「若しくは被災証明書」を加え、「り災届提出証明書」を「り災申告証明書若しくは被災申告証明書」に改め、同条を第3条とする。

第5条中「第3条第3項第1号から第6号」を「次」に改め、「掲げる者」の次に「又はその委任を受けた者（以下「代理人」という。）」を加え、同条に次の各号を加える。

- (1) 所有者
- (2) 管理者
- (3) 占有者
- (4) 担保権者
- (5) 保険契約者
- (6) その他署長が必要と認める者

第5条を第4条とする。

第6条中「の各号」を削り、同条各号を次のように改める。

- (1) り災者（火災により実際に被害を受けたものをいう。以下同じ。）又は被災者（非火災により実際に被害を受けたものをいう。以下同じ。）住所
- (2) り災者又は被災者氏名
- (3) り災又は被災日時
- (4) り災又は被災場所
- (5) り災又は被災物件
- (6) り災又は被災物件との関係
- (7) り災又は被災概要

第6条を第5条とする。

第7条を次のように改める。

（申請書の記載要領）

第7条 申請書の記載要領は、次のとおりとする。

- (1) 日付は、申請書の提出日とし、宛先は所轄の署名を記載すること。
- (2) 申請者の氏名及び住所欄は、当該者の氏名及び住所を記載すること。
- (3) り災（被災）者の氏名及び住所欄は、当該者の氏名及び住所を記載すること。ただし、申請者の氏名及び住所と同一の場合は記載を省略することができる。
- (4) り災（被災）内容の日時欄は、当該火災又は非火災が発生した日時を記載すること。
- (5) り災（被災）内容の場所欄は、当該火災又は非火災が発生した場所を記載すること。ただし、り災者又は被災者の住所と同一の場合は記載を省略することができる。
- (6) り災（被災）内容の物件欄は、当該火災又は非火災でり災又は被災した物件を区分

し、その他の場合は、物件の内容を括弧内に記載すること。

- (7) り災（被災）内容の物件との関係欄は、当該火災又は非火災でり災又は被災した物件との関係を区分し、その他の場合は、り災又は被災した物件との関係の内容を括弧内に記載すること。

- (8) 必要部数欄は、証明書の必要部数を記載すること。

第7条を第6条とする。

第8条第1号中「原則としてり災届」を「申請書」に改め、「火災」の次に「又は非火災」を加え、同条第3号中「提出先及び発行部数」を「必要部数」に改め、同条第4号中「必要部数を複写したのち」を削り、同号に次のただし書を加える。

ただし、電子的手続により署長公印を押印しない場合は、他の手段により証明書の真正性を確保すること。

第8条第5号中「申請者の」を削り、同条第6号中「火災」の次に「又は非火災」を加え、同条に次の1号を加える。

- (7) 証明書に記載するり災又は被災概要は、別に定めるところにより簡潔に記載すること。

第8条を第7条とする。

第9条中「の各号」を削り、同条第2号中「り災」の次に「又は被災」を加え、同条を第8条とする。

第10条を削り、第11条を第9条とする。

第12条を削る。

第13条中「届出、」及び「届出書、」を削り、同条を第10条とし、第14条を第11条とする。

